

朱昂之筆「吳門荒政冊」

I

道光十三年（一八三三）春、江蘇一帶は記録的な大水害に見舞われた。太湖・洞庭湖・高郵湖・營湖・長江を始め、広大な水利の幅溷する地域である。中でも呉県の東を去ること七十里の盛沢鎮は、呉江以東の低湿の地勢に臨んで被害最も甚しく、極目流離の惨状を呈した。

もともと盛沢鎮は編戸多く織蚕を業とし、全くは農耕に依存しなかつたために凶荒の歳に遇っても大困に到ることのなかつたものが、年来漸く蚕桑の薄利を商賈に疎んじられ、織戸の生計日に窮迫の度を加えていたところに水災に遭って、老弱婦女の飢寒に苦しんで泣号するもの、街衢に相望んだ。

この時江蘇巡撫林則徐は方策ごとく時宜を得て、数十万人をして生活するを得しめた。配下の一人晚山鄭照は、同志に随って八方奔走し、僻村陋巷足跡の至るところ、惨状を親しく目撃した。経歴すること百三十余日、今幸いに新豊に逢うも、往事寒餓の痛苦をとみに忘れる人情のつねを嫌って、一時所見の惨を写して、子孫の安逸を戒めようと、同里の画家朱昂之に依頼して一冊八図の絵画を制作し、郷里の

古原宏伸

同人に請うてその後題詠を続けしめた。一つは林公救済の恩を記念し、合わせて豊穰の日に吏民の心すべきところを示し、農耕の艱難に思いをいたすべきことを明らかにするためである。（後幅鄭照跋）

この画冊は西独ベルリンの近郊、ダーレムドルフにある国立東洋美術館の藏品である。画冊の史的背景、成立の事情、作者は明確であり、作品の真偽についても問題はなく、作者の画名の必らずしも大きくなため、一九五八年の購入以来注目されたことがなく、この画冊が国内国外を問わず紹介されるのはこの文章が初めてである。しかし具体的な政治の現実を描いている点で、通常の山水人物画とは大きく相異なる。そして画冊のこの特色こそ中国絵画史の本質にかかわる問題を示唆するものと考ええる。以下この画冊の現状を検討することから、この小論を始めたい。

II

画冊は十九・六センチ×二八・三センチメートル、漆を塗った樺の板を表裏の表紙に用いた簡素な仕立てで、題簽に「朱青立冊」の無款の墨書がある。見返し引首題字として、石韞玉による「吳門荒

英門

荒政

插图 1

施醫藥抹時疫也

道光六年十一月 魏士壽 九 屬 魏 於 冰 時 子 學 有 記

施醫藥史荒之後復又作饑免病度初濟急嗟貧者甘苦
違求藥逢問醫爾時驚海具瘡痍不施之命多隨即施之
效難法念病疎似似結但釋人：究於心不憚腹氣不消
減

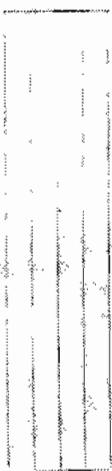


插图 2

政」の四大字が二字ずつ二ページに書かれている。呉門は江蘇呉県の別称、荒政は災害対策の意。筆者石鑑玉（一七五一—一八三七、乾隆21—道光17）は、江蘇呉県の出身で乾隆五十五年（一七九〇）の状元（科擧の首席合格者）、官は山東按察使に至ったが、嘉慶七年四月弾劾されて革職、在官の功績を惜しんだ仁宗により翰林院編修に遷任されるが、足疾のため郷里に退隠して終った。「清史列伝」巻七十二、「国朝書献類徴」巻一九五、「国朝書画家筆録」に伝がある。画冊の題字は道光十四年以後の筆になることから、彼の帰休時、最晩年に応じたものと推定される（挿図1）

続いて朱昂之しゅうおうしによる紙本着色画八図と、銭泳せんりゆうの書八幅とが各一葉ずつ組となっている。朱昂之（後述）の年記は、第八図の「甲午秋日」によって道光十四年七月、最も早い鄭照跋は同年七月既望の年記からみて画の直後に書かれたものとみなされる。銭泳の書の年記は現状第一図にある「道光十六年四月」で七十八歳の書と知られる。銭泳（一七五九—一八四四、乾隆24—道光24）、字は梅溪、江蘇無錫むぎ金匱の人で国子生（国立大学の学生）となり、乾隆帝の第十一子成親王や畢沅ひえんの幕下に遊んだ。詩書を善くしその手書碑版は浙江にあまねく、漢唐碑の臨模と法帖の鈎勒こうりゃく本は百數十種にのぼるといい、著に「履園叢話」、「梅花溪詩抄」、「説文識小録」などがある。「国朝書画家筆録」巻三、「清画家詩史」戊下に伝がある。

朱昂之の図上には、これも鄭照の注文に依じて出来上っていた「郷

販小楽府八章」各章の小序を節略した細字が書きこまれ、その下に朱文方印「昂之」各一が捺されている。今その順序を小序によって示すと、次の如くである。

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 施医薬、救時疫也 | 7 |
| 2 | 開賑局、散錢米也 | 6 |
| 3 | 行田、騰查貧戸也 | 5 |
| 4 | 集富族、勸捐賑也 | 4 |
| 5 | 鴻雁、哀憫飢民也 | 3 |
| 6 | 杼声絶、織失業也 | 2 |
| 7 | 穗生芽、収水稻也 | 1 |
| 8 | 豊年来、慶再熟也 | 8 |

この画冊はもと縦二つ折の小冊として仕立てられていたものを、現状のように上下に開閉する形に改装されているが、銭泳の対題は旧装二つ折の右側に六行の烏糸界線を引いて書かれ、更にその右に二行分のスペースの界線を作って一行の小序を書写する。旧装左側には、右より三字低い位置に四行の界線を引くが、各幅ともすべて空白である（挿図2）

小楽府と図の構成は、災害の窮状を伝えるもの三、対策の描写が四、結末に相当する豊年の予告が一、三四一の配分は冒頭に引いた鄭照の意図とよく符合する。ただし両冊の現状の順序には誤りがある。右に並べた1から8までの図と書の順序は、正しくは下段に示すように

7 6 5 4 3 2 1、そして8でなければならぬ。つまり画冊は第八図を除いて序列が逆向きに改装されているのである。それは小楽府の内容そのものからも、後幅の羅以智と道光十九年冬の姚燮の跋文からもいえるのである。いいかえれば画冊は道光十九年までは正しく配列されてきた、従って改装はその後ということになる。

跋文の順序にも異同がある。現状通り跋者の名を並べてみると次の通りになる。

1	朱昂之	道光14	七月	1
2	羅以智	?		2
3	松桂	道光15	七月	6
4	沈彦曾	?		7
5	蔣志凝	道光15	八月	8
6	陳表	同右	八月	9
7	吳贛桓	道光14		4
8	王雲	道光15	八月	12
9	褚逢椿	同	九月	10
10	湯馨光	?		11
11	朱綬	道光15	七月	5
12	姚燮	道光19	冬	13
13	鄭照	道光14		3

鄭照と共に最も早い7吳贛桓の跋は翌年八月の王雲跋と同一紙に書

かれており、年記からみて11朱綬の跋が別紙に記された後、王跋が呉跋の余白に書かれたものであろう。下段の順序は仮に試みたもので完全に同定することは不可能である。

道光十四年朱昂之の画と「同人」(羅以智・吳贛桓)二跋の完成した後、鄭照は自跋を加えた。続いて翌十五年七月から九月にかけて松桂以下八人に題跋を依頼し、十六年四月錢泳に対題を懇請し、十九年姚燮の「盛沢鄉賑図記」が増補され、この間石韞玉の引首の題字が加えられて、今に伝わる画冊が成立したというのが、経過の全容であろう。画冊には他に鑑蔵印がなく、鄭照の手を離れてから、ベルリン国立東洋美術館に入るまでの足どりについては知るところがない。

画冊成立に関する今一つ別な問題として、朱昂之の画のもとになった「小楽府八章」の作者がある。朱昂之の画は錢泳の書に先立つこと二年である。錢泳は単に書字を依頼されたのであって、原詩の題詠には及んでいない。鄭照の跋にも何故かいうところがないが、朱昂之の跋文の「饑寒疾病の苦は仁人の忍びざる所となす。道すがら思うて以てこれを紀すあり、おもえらく便安逸楽の者の戒とせんとして、乃ちその事に即して分つて八題として各々一詩を系け、予に図を為らんことを属す」の記述からみれば、仁人、ひいて詩の作者は鄭照とみなす他ないが、錢泳の書の第一幅にある「郷賑小楽府八章、為曉山先生作、仲湘彙」の一行は、明らかに別人が鄭照のために作った詩の草稿であることを示している。更に仲湘は実名でなく字に違いないが、正式に

記録する場合に日常の呼びかけを用いるのはいかにも不適當である。おそらく鄭照が旧稿を不用意に錢泳に渡した結果ではあるまいか。錢泳が強い異議を申し立てなかったのは、七十六という年齢のためでもあつたろう。ともかくこの画冊の詞書に相当するテキストの作者は仲湘であり、鄭照による自書が完成して、朱昂之には詩も自作と思わせていた、そして後になって錢泳の書と取り換えた、これが事の顛末であろう。

III

正しい順序に従って本紙を略述する。断りのない引用はすべて錢泳書の対題による。

第一図

「穂芽を生ず、水稻を収むるなり」。(図1)

満目水に浸った水田から黒い稲穂を刈り取る景。十三人田中にあつて鎌で割稲し、稲を束ね、懸命に働らくさま。下方三人群道を伝つてその束を運ぶさま。右下胥吏四人、二人は大衫(長上着)の上に馬掛(ハーフコート)を着け、二人は外套、各々ふちは黒、屋根は紅色の暖帽をかぶり、先頭の一人左手で田を指して惨状を説くかたち。青と薄い茶の顔料が生氣のない耕田を効果的に表わし、枯死した稲を表わす墨線が一面に刷かれて、不時の收穫の陰鬱を強調する。「意中三石の田、眼中十斛の水、稲芽は日に以て生じ、農心は日に以て死す」。詞章にいう「寒を忍んで赤足のまま踏車(足でふむ灌溉用の車)を倒

まにする」景は描かれない。以下どの画面にも朱昂之独特の樹法と土坡(堤や岩)の描法が一貫して用いられる。神經質でややうるさいほどの胡椒点の樹葉、渴筆で鋭角的な墨線の多用など、ともに元の倪雲林様式を止揚した明代嘉靖期の吳派山水画家陸治を学んだことが明らかである。画冊の基調ともいえる濃淡の青緑、遠山の群青、田の群の僅かな代赭、人物のかぶる暖帽に点じられた黒と朱の組み合わせが、鮮やかな効果をあげており、作者の優れた色彩感覚を物語る。朱昂之の開拓した画境の一つに橋本家の三幅対の長条幅にみられる輝くような光りの明るさがあり、陰鬱な主題の続くこの画冊にも、その明るさが認められる。

第二図

杼声絶ゆとは、織の業を失せるなり。(図2)

杼は經糸を巻く袖と対する、横糸を通す機織の具。「東家の袖すでに空しく、西家の機は並びに撤せり。問う、何を以ての故に織全く休めるかと。為に言う、標は断たれ買頭なければなりと(商人は買いつけないし販路のないからだ)」。米は日に高く袖は日に安く、一日一匹を袖ぐとも一升の米と換えることは難しい：「盛沢鎮の副業、農耕が潰滅したと時を同じくして、基幹産業の織蚕が廢業に追いやられた」と冒頭の鄭照跋にいう通りの光景が図示される。左下一屋が開け放たれ、機を撤去したあとの土間やがらんとした蚕棚が描かれる。隣室二人対坐するさま、右側に茫然なすところないさまを暗示する、堤陂上に

坐して広大な水面に眼をやる二人、肩を落して力なく杖を曳いて近寄る三人。

第三図

鴻雁こうえん哀あとは、飢民を関かんうるなり。(図3)

鴻雁こうえんは大きいかり、雁と共に秋の渡り鳥の名。

鴻雁こうえん哀あは「詩経」小雅、鴻雁之什、鴻雁の詩の「鴻雁于飛、哀鳴あいう啓けい」にもとづく。鴻雁は周の宣王が離散した万民を安集し慰勞せしめた徳を賞讃した詩で、災乱による流離の民を鴻雁の哀鳴するさまにたとえて哀鴻という。「鴻雁哀、鴻雁何を以てか哀。耕者と織者と共に災に遇い、相与あひともに乞食す。街に沿って来る、街に沿って来る。門を望んで走り、老も弱も男も婦も、鵠面鳩形こつめんこうけい啓けいたり。万口の鴻雁哀あたることかくのごとし」。鵠面鳩形は元王憚の詩「入秦行」の「鵠面鳥形」にもとづく。飢之疲れ瘦せ衰えたさま。啓けい啓けいは前引「詩経」にもとづく、哀鳴の声の大なる形容。ただし凶は群衆乞食のさまを描くこととなく、富裕な地主層の四人、暖帽を着して木の間隠れに茅屋数間を遠望するさま。「哀々たることかくのごときも、尚富兒の忍んで坐視するあり、捐振けんしんを商量して(錢米寄附の多寡を勘定して)遲疑すること多し。渠かほをしてまさに活かしめんとせば、糠ぬかと糶せうすら(可)なるに」。詞章から推して地主達の錢米を借しんで義捐をためらうさまを表わしたと考えられる。飢民を描かず富民を出してみせたのは、苦惱する群像表現を避けるためかもしれないが、次の第四図につなぐための伏線

であり、連続する光景として図示した画家の工夫といえよう。

以上三図が水災の窮状を訴える部分である。

第四図

富族を集めるは、蠲賑けんぎんを勧むるなり。(図4) 蠲は捐けんに同じ、朱昂之の自題には捐に作る。蠲賑は義捐ぎけん、公益、慈善のための寄附。第三図の詞章の末にいい、凶も亦それに従うように、富民の義捐を募って、蓄財を頒与はんよさせたことが、おそらく対策の成功した最大の理由、かつ当事策中の最も目出た特色であり、重要な場面であったろう。凶は右方の房屋に文房具を置いた机と交椅子かういし各一と杌こ子しに腰かけた四人と立待する童僕一人、左方には長方の案あん一つ、杌こ子し七つと七人が気ぜわしく議論するさまを示す。殊に最左端の四人は立ち上っており、うちに大きなゼスチュアで応対する者二人がみえる。官吏と地主達との區別は描き分けられず、僅かに一人机に倚よって他と対面する者は官側かと推察される程度で、みな同一の冠服を着ける。「一官衆富相周旋し、(地味の)肥瘠ひせきを較量し後先を推して(順番を決め)、終日捐けんを勧む。幾錢を捐するか、誰か公に急なるか、誰か善を樂しむか、或いは飢民の心を体し、或いは長官の面に匂におい、慷慨かうがいするもの、鄙吝ひりんのもの即ちここに見る。噫あ呼あ嚄あよく全郷里をして家財を軽んぜしめ、今に至るまで人をして清台を仰がしめたり。」私利私欲の世界にあって、折渉は円滑に進んだわけではない、騒擾たる議論のうちにそれでも義捐の方針は決定をみた。

第五回

田勝を行くは、貧戸を稽うるなり。(図5)

朱昂之の自題には賸を査に作る。戸口の窮迫の度を査定するために、田のあぜみちを行き、耕地の広狭、肥瘠を視察するのである。

連年全国のどこかで必ず起り、半ば慢性化した水害、旱害、蝗害に対する救恤に際して政府側の最も恐れたのは、腐敗官僚やごろつきによる不正受給や横領などの中間搾取であった。道光十三年冬十月癸亥付の「宣宗実録」にいう、「朕黎元(人民)を惠愛し、恫瘝(憂え悩む)を抱す。各直省偶水旱偏災に遇う。：恩膏一夫すら所を失わざらしむ。惟国家の経費常あり、豈獨緩賑濟を以て曠典(空費)す容けんや。：積貯の利は無窮なるも補救の利は限りあり。被災地方、窮民最も苦しみ、豪棍(無頼漢)最も強し。富戸は最も憂え、吏胥(小役人)は最も樂しむ。」

官庫の倉穀を発給するためには、先ず被災の戸数とその程度を調査、「情形を察し極貧次貧を分かち、大小の口数を查明」(「清国行政法」査賑)せねばならないが、この場合現地の地方官によって採用され、中央から正式に任命されていない胥吏の手を借りることを厳禁した(「戸部則例」卷八十四)。鄭照の跋文に「是において大中丞林公(則徐)は捐廉を率属め、並びに富民に賞(資産)を出して以て助けしむ。先ず郡城において貧戸を稽査し、賑属の庠士(学生)を派(遣)して、手を胥吏に仮らず」と特記しているのはこのためであり、この措置は

後に他省の模範となった乾隆三十四年の「浙省災賑章程」中にいう、「勘災査賑の任に当たる者は、養廉(本俸のほかに出る俸給)なき試用人員及び薄給の教職佐雜に限り、品級の高下を問わず、…他人をして代わらしむるを得ず」に沿ったものである。「里正(むらおき)を先頭に、煙戸細冊(人別帳)を手にした秀才(府県の学生員)が続いて災戸に入る」と小楽府に重ねていう通りであろう。しかし小楽府は査察の事務自体についてこれ以上記述することなく、一転して飢餓の惨状を報告する。「戸に入るに人声なく、微かに地角(すみ)に飢腸の鳴響(うめき声)するを聞く。数口相支撐え、これに問うに、力なく姓名を称せり。亦窮蹙(うらぶれた女)の門に倚って客を待つあり。陳言するに涙は水のごとし、我が児、我が娘、我が孫にいたるまで餓死せり。惟余子(残された一人ぼっち)の身のみありと。嗟乎、見るに忍びず、聞くに忍びず、すなわち秀才をして一一親歴の身たらしむ。この意上は賢撫軍(立派な巡撫、林則徐)に出ずるものなり。」ここに歌われる秀才とは画冊制作の首唱者鄭照その人であり、この篇は殊勝な人柄に対する讃辞であって、鄭照跋にいう「凡そ村墟委巷、足跡の経る所、災賑の惨は皆目撃す」と相応じている一節に相違ない。小楽府の作名は鄭照の往時の奔走と現在の発願と篤志とに共感し、礼讃しているわけであって、鄭照の自跋ではいうわけにはゆかぬ、本人の労苦も顕彰するという画冊の目的の大きな一つをここで果しているわけである。

図は稲の刈り取られて切り株だけになった田の畔道を、三々五々彼方の村落へ向っている一行、遠近三つの集団を描いている。樹木に朱を打って紅葉を表わし、青墨の遠山と相映じる華やかな自然景の中で、対照的に気力の萎えた人物の行進のみが描かれる。人物はすべて暖帽と馬掛を着けた同一の服装であり、この中にいたはずの鄭照その人を特に目立たせることはない。小業府の最初の一行のみを絵画化して、歌い手の意図したより重要な部分、災民の訴えや鄭照の活躍は描かれていない。

第六図

賑局を開くは、錢米を給するなり。(図6)

朱昂之の画では給を散に作る。賑局、一に賑廠は飢饉救済の出張所。「浙省災振章程」錢穀備要の条に「被災村庄内の便利にして寛濶の処、例えば寺院や搭篷(天幕を張った囲い)に多くの賑廠を分設し、米穀を貯え、出入の二門を分ち、あらかじめ散給の地を示す。開賑の前には散給の日期を高脚牌に掲示し、印票を齎せる災民をして魚貫して(列を作って)行かしめ、順次票を驗し名を唱えて散給するものとし、擁擠(押し合う)喧嘩することを禁ず」と詳細に規定しているのと、よく符合する。「賑局を開くは十日に一期、期共に六たび、票領錢(口糧給付を受けるための証票)を持する人続々たり。大口は錢八、小口(子供)は四、一戸は但須らく一口至るべし(一軒につき一枚のみ)。冒濫(かすめとる)は庶くば絶つべし、擁擠も亦憂うるなかれ、救荒

の策、これ最も優ればなり。」

図は山中急坂上の石階や扉門からみて寺院であろう。糶米の袋を肩に出でくる者、杖を曳いて登る者の往来が見られる。わからないのは右半分の通行で、下方の幼児の手をひいて進む者たちの道は左の坂道に通ずるとは思われない。更にその上の左下から右上へ開ける道では、賑局に背を向けて手ぶらで進む者四人、袋を担って寺の方へ降りる者二人が描かれる。錢米を受領しての帰宅とは逆勝手のわけである。小業府は「飢民歎悦し、奸胥(悪役人)愁う、手ずから渉らざるも、視ること眈眈、局前に立つ」と結んでいる。法規に従って一たんは締め出された小役人が延々と続く農民の出入を前にして、隙あらば功利にありつこうと窺っているの意であろう。図には勿論その姿はない。こ

第七図

医薬を施すは、時疫を掾うなり。(図7)

朱昂之の画では球を救に作る。篆隸に長じていた錢泳が異体の古字を用いたものだろう。「災荒の後には流行病の蔓延がつきものだが、貧者は飢えに苦しんでいて、薬を求め、医者にかかる余裕がない。傷病の手当てをしなければ多くの命は失われる。手当てをしたところで必ず効くとは限らぬものの、痾療(痛みや病い)を思いやる心は通じ合えるだろう。もしも衆人の心がこの同情で満たされるなら、疫病の絶滅せぬことを恐れる必要はないのである。」尋常の対策では流行

病を防ぎきれなかったことを裏書きしているに違いない。医薬は仮に気休めであっても、それでも満足できるだろうというのである。

図は施薬の実態を写し出す。養生所に赴く老幼四人の足どりは他のどの図の人物にも増して重く、背をかがめて力ないさまを表わす。反面部屋の内部はいかにも忙しげで、長机のかたわらで脈をとられる者、背中をむけて診察をうける者、問診や処方を受ける者。奥の壁面を埋めた棚の前でたたずみ、手をのばす二人は投薬をさがしているのである。屋中左方に椅子によらず、床に坐してうなだれている患者は身動きできぬ重症者を示すものか。房屋をはさんでかぶさるような左右前景の樹木は、痛苦と不幸を強調するために、他の七図のどれにもまして、太い濃墨線で粗放に描かれ、舞台装置を作っている。壮年期の朱昂之の樹法は清朝康熙年間に活躍した羅牧や王概などを学んだと思われ、さらに呉派を取り入れて神経質ともいえる独得な様式にまで昇華させるが、ここでは浙派の樹木に通じる乱暴な描法を見せている。最後の第八図の前景に描かれた若い樹木の穂やかな茂みや、王右谷筆「江山縦覧図巻」のモチーフを使った後景の川岸沿いの木立ちの文人画的表現と比較すれば、作者の意図は明らかである。

医薬を施すのは、人心を収攬し流亡を防止する上で効果のある対策に相違ない。しかし官府で定めた正式の荒政の細目にはなく、必須の救済策とは考えられていなかった。従ってこの図は巡撫の施行した格別の善政の一つであり、尋常の救恤とは類を別にした特筆に価する

事業であったことを示しており、鄭照自身もかわかることがあって、是非とも画冊の一葉に収めたものと思われる。

以上の四図が救済策の図示である。

第八図

豊年来る、再び熟するを慶ぶなり。(図8)

救済策の実があたり、確かな豊作が予知されている。凄惨な地獄絵はすがすがしい大団円で終りを告げる。小案府の全文を掲げる。

豊年来る、豊年は(饒)倖の来らしむるにあらず。吳中比歳(連年)偏災多し。聖主寛大の詔、賢臣愷切(ていねいな)の疏(上奏文)、一徳天心を感召せしめ、「書経」咸有一徳にもとずく、雨暘(晴雨)の時を回る。若猗歟 休なるかな。願わくば吾が民の力作に勤め、耕を業とし織を業とし、各々安んじ、各々嬉遊を事とするなく、飲博(酒やかかけごと)することなく、更には浮華草澆(軽はずみに)、仁寿の宇(聖天子の御世)を薄んずるを戒めんことを。生きては幸いに当に思ふべきに託し、永えに豊年の樂しみを享けよ。

小案府にいう「吳中連年の凶歳」は、「宣宗実録」にみえる道光初年から江蘇一帯の災害として頻繁に記録され、「聖主寛大の詔」とはそれに対する上諭をさす。この画冊の成立に直接関係する分だけでも、蠲緩(減税)、緩徵(錢糧徴集の猶予)、口糧の加給、米価の安定など道光十三年十月から十四年一月までに七件の上諭が記録されている。

「賢臣愷切の疏」は巡撫林則徐の道光十三年十二月辛亥と十四年四

月戊戌の上奏文をさす。⁽⁵⁾前者は災賑にあたって劣紳土豪、監生胥吏らの目にあまる汚職不正を徹底的に糾弾する旨の上疏であり、後者は前年の救済に際し、官僚土豪らの義捐金や施米、老幼病弱らの収養、土木工事による給料の支払いなどの実効が著るしく、「民情漸くに起色あり」という内容である。「実録」はこの上奏を御覧の宣宗が「稍しすこく慰む」と伝えている。

林則徐（一七八五—一八五〇 乾隆50—道光30）、字は元撫または少穆^{とよむく}、嘉慶十六年の進士で翰林院庶吉士を経て地方官を歴任。江蘇巡撫に抜擢されたのは道光十二年二月のことで、同十七年正月まで在任したが、着任直後の六月、八月、九月、閏九月、十二月の五回水災救恤の上奏を行なっている。林則徐の本伝は「清史稿」卷三七五、「清史」卷三七〇、「清史列伝」卷三十八、「国朝善献類徴」卷二〇三などに収められるが、各伝とも十二月の上奏文は主旨は同じでも文字は全く異なるか、記録されないかであり、十四年四月の吉報ほどの書物にも、また「清史」卷十八の「宣宗本紀」にも収録されていない。滔たる帝国の歴史の流れからみるときは、江蘇の一寒村の盛沢鎮周辺をめぐる転変など、どれほど切実の声が高かろうと、取るに足らぬ些末な出来事にすぎなかった。だがかすかな歌声とはいえ、この画冊の示しているものは真実である。道光十三年というよりも十九世紀半ばに起こった災害について、この画冊以上にデテールに富む一次資料はない。正史の欠を補う資料であることはいうまでもないが、基本的な

文献資料の目の粗さ、中味の薄さ、史実とそれを公けに記録する側との間にどう取捨選択が働らくものか、どれだけの距離と落差のあるものかを示唆する材料でもありうるだろう。

江蘇安堵の疏報の入った翌五月、イギリス船が零丁洋ほかに停泊して阿片を密売する旨の上奏がみえる。十八年十一月欽差大臣を命じられた則徐は、翌年三月阿片二万箱を押収焼却した。十一月三日遂にアヘン戦争が勃発、強硬派の則徐は左遷され、三十年九月太平天国の乱平定のため再び欽差大臣に任じられたが、その行次広東潮州で病没した。阿片をめぐる林則徐の果敢な武断の方策は、盛沢鎮在住の富民からの資産の徴発や下役の弾圧などに遺憾なく発揮されたものと推測される。権力が善に向って働らく時の目のさめるような見事さが、県の学生である鄭照を揺り動かした、それがこの画冊を成立させた有力な動機であつたらう。正史に残る大政治家と無名の読書人とが結びつく構造は以上のように考えられる。

図は青々とした稲穂の一面に波打つ田が、上下にはさんで流れる川沿いに広がっている場面である。民情の安定を横笛の牧童に象徴させたのは画家の知恵である。さわやかに吹き渡る風の中に笛の音の囁きたる調べが聞こえるかのごとくである。全八図のうちこの図が最も成功しているのは、騎牛の人物画が北宋以来定着した伝統的な主題だからであり、構図やモチーフ、画面感情までも明代呉派の山水画を巧みに借用しているからである。より端的に言えば、他の七図に比してこ

の図の方より純粹な伝統的山水画であるからであり、朱昂之その人の資質にかなっていたからである。

IV

前章の図版解説でも述べたように、この画冊は「呉門荒政」と銘打っているながら、かんじんの飢民の惨状が描かれていない。僅かに織機の撤去されたあとの空乏な室中を图示するにすぎない。親を失ない、子を失ない、一族疲弊の極に離散するといった凶荒の痛苦は、画面からは少しも伝わってこないのである。飢餓の実状が写されていないばかりでない。この画冊は救済策の記録、報告書としても不完全といわねばならない。清朝政府の設けた非常時における救恤には十二ないし三十に及ぶ細則があり、制度的には委曲を尽くしていた。⁽⁶⁾ 図版解説にも述べた査賑のほか、発賑、勸捐、蠲賦(減税)、緩徵、(納税猶予)、出貨(種粍の貸与)、通商(商人に特典を与え、被災地に赴き米穀を販売させる)などがそれであり、盛沢鎮でもこうした災害対策が行われたことは疑いないが、この画冊にはその活動を一つ一つ刻明に報告しようという意図はみられない。画冊の冊葉の八という数はずしろ少なく、十・十二・十六というのが通常である。この画冊の対策の画は結局四枚であり、冊葉を増やしてより綿密な状況を伝えるという方向には動いていない。いわばこの画冊を通して災害救助の公式記録を作成する考えは、当初からなかったものとみなされる。ではこの画冊は一体何の目的あって制作されたのか。そこで冒頭に引いた鄭照

の跋をもう一度整理してみよう。

鄭照が呉門の朱昂之に絵図を依頼し、同人に題詠を連ねるよう懇請したのは、「人情一たび楽歳に逢えば、任意狼藉、頓に寒餓の苦を忘れる」ことを恐れて、(1)先年目睹した惨状を後世に伝え、(2)豊熟の時に稼穡の艱難(「書経」無逸の語)を想起し、(3)中丞林則徐の籌濟(救済策)の恩を記念し、(4)ついでに鄭照本人の奔走をも顕彰するためであった。だが(1)から(4)までどれもこれも鄭照の念願は造型表現としては全く達成されていない。彼の意図が正確かつ有効にかなえられているのは、画の対題にあたる小楽府の文字によって初めて可能となっている。文字が主で画は畢竟副の役割でしかない。だからこそ朱昂之自身画中に細字の書きこみをして、補足的な説明を必要としているのである。「鴻雁哀」の図でも明らかのように、また序を歌詞の文字の二倍の大きさで書写し、「詩経」「書経」の小序に通じる重要性を印象づけることにより、詞章の作者は古典的な荘重さを意図している。その詞章に決定的に依存している以上、絵画としては記録性を喪失した、著るしく不完全な表現に終わっているといわねばならない。全体のプランとしては鄭照の目的によく沿って出来てはいるが、内容を検討するときは、当初に抱いていた、或いは抱くべきであったイメージと期待を遥かに下廻った結果となったはずである。そうだった最大の理由は、この画冊を担当した朱昂之が人物画家ではなくて、山水画家であったからである。朱昂之の遺品で人物の描きこまれている作品は、橋本家

の「吟余雅賞図」以外にはほとんどみられず、しかもこの画冊より一層小さく、数もごく少ない。明末呉派の山水画の点景としての人物を出ることがない。曳杖の高さが山野を遊歴する、その手法と雰囲気はそのまま「呉門荒政冊」にも持ちこまれている。題材とそぐわないのは当然である。けれども朱昂之の代わりに要求にふさわしい人物画家を探し求めることは不可能であつたらう。この役割を果しうる画家は、当時すでに、いや十五世紀を境にして跡を絶っていたからである。漢代以降説的な聖人賢者、英邁な帝后、開国の功臣などの人物画で幕をあけた中国絵画史は、人物画の世紀を終っていた。あるものは常套的な故事人物画、美人画の類であり、現実の世相から取材する力もはや作動していない。僅かな国家的行事、祭典を除いては、事件を記録する機能は絵画には存在していなかった。

この状況は伝統的理念からすれば大きく後退したものである。もと中国絵画は事実を記録し再現し伝達する機能をもっていることを最大の利点、美德とし、史伝や詩文より優位に立った最高の表現形式として認識されていた。

善を見ては悪を戒め、悪を見ては賢者をしのぶことができる。絵巻に残して盛んな徳を顕彰し、成功、失敗のさまをくわしく描いて過去の事迹を伝えてゆく。伝記は事実を叙述するものであるが、姿を伝えることはできず、賛頌（ほめうた）は見事さをたたえるものであつても、かたちを表わすことはできない。絵画という形

式こそ両者の働きを兼ねることができるのである。

（「歴代名画記」画の源流を叙す）

実用に役立つというよりも、実用そのものが絵画であつた。「歴代名画記」で張彦遠が躍起となつて絵画に対する社会的評価を知識人の必須の教養、詩文と同じ高さにまで高めようと立証し引用する殷周秦漢の故事は、すべて地形図、領土の地図である。以後築城、戦争、職貢、土木、式典から紀行・地方志の挿図、見合写真にまで絵画は動員された。これらの図面、見取図の類もまた絵画であり、鑑賞、礼拝用の絵画作品との間に認識のへだてはない。ちょうど「書経」のような詔勅集、「水経注」のような地理書、「資治通鑑」のような歴史書も、すべて文字に移された一切の文章は等質の文学として鑑賞され、研究に価するとされたのと同じ構造である。絵画の場合鑑賞と実用の区別が意識されだすのは、山水画の発達以後のことである。

清朝三百年の治世のうち、「呉門荒政冊」に類する作品は、管見の限りでは次の二点しか知られない。

康熙己未（十八年）、（？） 瀕閩（雲南・福建）（まき） 方に兵を用い、征調（徴兵）四出す。また広く捐納の事例を開く。時に蔣官御史、十二図を絵いて以て進む。一に曰く「難民妻女の図」と。

（「清裨類鈔」諫諍類、蔣伊絵十二図進呈）
上（乾隆帝）内閣に論して曰く、史料給事中倪国璉「救饑譜」四巻を奏進す。猶鄭俠の絵図あり。意甚だ嘉すべきに属す。

南書房翰林に著して詳しく校対を加え、武英殿に刊刻し頒発せしめよ。倪国璣には表裏各二匹を賞賜し以て奨豫を、示せ。

（「聖朝十訓」卷一〇七、乾隆四年己未十月癸己、八史料
給事中倪国璣奏進浙江錢塘監生陸曾鳳所纂救饑譜四卷）

前者は十二図のうちの一つといい、おそらく単独の画軸であろう。画題や分量からみて多少とも表情や姿態をクローズアップした人物画に違いない。後者は浙江錢塘の国立大学生編集の四巻といい、「救饑譜」のタイトル、長さと分量からみて細密な群衆場面が連続していたと想像される。でなければ皇帝の觀賞にかなひ、版刻して頒布せよという上諭の発せられるわけがない。これこそまぎれもない災害対策の逐条的な報告書であつたらう。とすれば八図しかない「呉門荒政冊」の半ば以上文学に寄りかかった中途半端な性格が改めて浮彫りにされるのである。

唐代洛陽、長安両京の寺観の壁面には、おびただしい数の地獄変や鬼神画が描かれていた。その一つ、呉道子の描いた景雲寺の地獄変相を見た屠殺人や漁師たちは、罪を怖れ廃業したという（「唐朝名画録」）。とすればその迫真の画面はそのまま飢饉の惨状にも通じて用いられるものだろう。「呉門荒政冊」にその余波の及ばず、説得力に乏しい作品に終らせたのは、北宋以降禅僧、士大夫ら読書人の芸術に絵画が成長して、山水画のみが異常に肥大し主導的地位を占め、人物、花鳥、畜獸など他の分野を圧倒し去つたためである。元代十四世紀、

趙孟頫の提唱した復古主義は、五代北宋の古画の描法を抽出してパターン化する仿古に通じている。⁽⁸⁾ その風潮は以後変らない。清朝十八世紀、乾隆帝に代表される大小のコレクションが成立してからは、在野の画学生にとり古画の習倣は絶望的な事態となった。朱昂之も亦その状況のもとで雲をつかむような古画の探求を続けていた一人である。自然の景観と取り組むのは仿古につき二次的作業と規定され、仿古の意欲はあつても実際に典型的な古画と出会う機会は極めて稀である以上、その山水画は一種抽象化された世界でしかない。⁽⁹⁾ 朱昂之作品の自題にはほとんど例外なく「仿……」と古人の名を冠しているが、原本の信憑性は至つて薄い。彼が師倣したのは清初の康熙年間に活躍した画家であり、宋元の古画と彼が信じていたものは、百年前の画家の習倣した、幾重にも写し崩れた跡にすぎない。影の薄くなつた過去のパターンを模索していた画家に、悲惨な現実の再現を求めたところに、この画冊の時代錯誤ともいえる最大の矛盾があつたのである。けれども人物画を不得意とした朱昂之の力量不足を責めるべきではない。中国絵画史の特殊な展開が呉道子以降の激情的な大画面や記録画の制作の方式を絶つたのである。「呉門荒政冊」は權威をもって新しい個性を主張することの困難になつた山水画の終末的な様相を迎えていた時期に、なお伝統に忠実であらうとしたマイナーな画家が、熾烈な現実の体験を記録するという反伝統的な試みを、無意識に行つた抵抗ともいえるだろう。朱昂之の自身もいう、

予の筆墨は荒陋、鄭君の意に当たるなきを恐る。然れどもその凶荒を濟すい、疾苦を救い、并びに図を作りて戒めを久遠に垂れんと欲す、その盛心かくのごとし。いまだ(画技の)拙劣を以て辞すべからざるに似たり。」

鄭照の意図は漢代以降の勸戒主義として生かされている。朱昂之の誠実をたたえたい。

朱昂之(一七六〇—一八四〇 乾隆29—道光20) 字は青立、津里と号した。江蘇武進の出身で、呉門に寄寓した。当時としては尊敬を集めた芸術家である。「尤も力を(王)石谷・(惲)南田の両家に得て、落筆神似：その筆墨の精妙なる、一時恐らくは儔匹ちゆうひつ(肩を並べる)少なり」(「墨香居画識」卷一〇)。「中年臨古の作は、筆あり墨あり、深く古人の煮髄を得たり」(「国朝書画家筆録」卷三)。「呉門荒政冊」は彼の七十六歳の作品である。「筆意勁峭(強く険しい)、恒深くわいしん(月並みな描法)を脱尽す」(同上)の論評は、個有の樹法に最も適用されようが、その樹法、跋文の文字を見てもよほど謹み、抑えて描いたものであろう。「晩年は筆に縦ませて揮灑し、尖薄せんはくに失うを免れず」(同上)の非難は当たらない。

「呉門荒政冊」は主題の意義からも史的位置からも稀有な作例である。筆者が取り上げて紹介を試みた理由も、実にこの点にある。

附記

朱昂之の遺品には画冊(橋本・中村家)、軸(橋本・藪本・木佐家)、扇

面(歐陽・細川・藪本家)などが伝えられるが、年記のあるものは、故宮博物院「做趙千里層巖蕭寺図」(道光七年、六十六歳)、「支那名画宝鑑」所収「做米元章卓立天表図」(道光十九年、七十八歳)の二長条幅と「溪山詩意図」(道光十四年、七十三歳)、「仿董其昌山水図」(道光十二年、七十一歳)の二扇面(ともに藪本家)トマス・イーブリー氏の「溪亭讀書図」(直光十五年、七十四歳)に限られるようである。おそらく中村家の画冊(図9)と藪本家の長条幅五点は壮年期の橋本家の画冊(図9)は晩年の円熟期を示すものと思われるが、紙数も尽きているので、編年的な作家論は別の機会に譲りたい。この文章は一九七九年の夏から秋にかけて、ベルリン国立東洋美術館の招聘により、同館所蔵の中国絵画を友人ハイデルベルク大学レダローゼ教授(Lotnar Lederose)と共に調査した研究報告の一部である。種々便宜をはかって下さったベアトリックス・フォン・ラゲ館長(Beatrix von Rague)ステッフィ・シムット博士(Siffi Shmidt)、シュザンヌ・姚前館員(Suzanne Yao)の皆さんに心から御礼を申し上げたい。

註

(1) 湯營光の跋には「水災図」、姚夔の跋には「盛沢郷賑図」といい、画冊の名称を同定したが、題字によって「呉門荒政冊」と呼ぶ。

(2) Museum für Ostasiatische Kunst, Berlin (West), Kat./Inv.-Nr.:5809

(3) 鈴木敬「陸治の二つの山水図巻」「国華」七五七号、一九五五

(4) この画冊に直接関係するもののみを掲げる。

道光13年10月乙丑

蠲緩江蘇上元、江寧、句容、溧水、高淳、江浦、六合、丹徒、江都、儀徵、桃源、長州、…(以下三十五の地名を節略)、六十一廳州県及揚州大河、蘇州、淮安、徐州、鎮海、太倉、金山八衛被水莊屯新旧正雜額賦有差

道光13年12月庚子

緩徵江蘇太倉、鎮洋、嘉定、宝山四州県、及太倉、鎮海、金山三衛、歉收莊屯新旧額賦

道光13年12月癸卯

以江南、江安、蘇松道屬糧餉增昂、緩買各丁行月等米

道光13年12月乙丑

緩徵江蘇桃源、高郵、宝応三州県、減則窪地額賦

道光14年正月庚午

加給江蘇上元、江寧、句容、溧水、高淳、江浦、六合、桃源八県、

上年災民一月口糧

道光14年正月甲戌

緩徵江蘇武進、陽湖、無錫、金匱、江陰、宜興、荆溪七県、上年被雨、歉区額賦

道光14年二月丙午

以江蘇蘇州、松江等府糧餉增昂、免滯蹙閩商販米稅

(5) 道光13年12月辛亥

江蘇巡撫林則徐覆奏、江蘇辦賑、尚無假冒、給事中念應麟所言、係從前積弊、非近來覈實情形、惟土棍之悍潑、生監之包攬、吏胥之弊混、均所不免、欲清其源、首在口史、得旨、遇有查辦災賑之事、第要得其實、貧官汚吏必當從嚴究治、固不待言矣、而悍潑土棍、尤應隨時懲治以儆刁風、勉之、又勉

道光14年四月戊戌

江蘇巡撫林則徐奏、上年災區較広、經官紳捐錢施粥、收養童孩病丐、並捐修各工代賑、民情漸有起色、得旨、覽奏、稍慰

(6) 乾隆年間における江蘇省の措置のみに限っても、辦災条約、災賑規條(乾隆七年)、同災賑規條(同十四年)、同被災撫卹事宜六条、同查賑事宜三十九条、同勘災事宜十六条(同二十年)、統頒布查賑規條(同二十二年)があり、乾隆二十年の条例は他省の範となつたという。

具体的な事項について摘記する。「大清會典事例」卷二一七には「救災・賑饑・平糶・貨粟・蠲賦・緩徵・通商・勸輸・興土功・撫流亡・奏報之限、災傷」の十二、「乾隆會典」卷二九には「救濟・極饑・平糶・貨粟・蠲賦・緩徵・通商・勸輸・嚴奏報之期・辨災傷之等・興土功・反流亡」の十二、「嘉慶會典」卷十二には「備禔・除孽・救災・發賑・減糶・出貨・蠲賦・緩徵・通商・勸

輸・興土築・集流亡」の十二、「清国行政法」「荒政ノ性質」では、「勘災・報災・停徵・審戸・発倉・截留・擲糶・招商・不抑価・禁閉糶・禁強糶・禁燒鍋・開捐・勸捐・請協・設廠・賑糶・賑濟・粥賑・止流民・弭盜賊・収棄兒・貸牛種・興工作・興水利・必賞罰・敦風俗・尚節儉・籌匱乏」の三十にわたっている。項目の名称、数量にかかわらず、実際の内容に大差はない。

7. 災害とは逆に豊熟の報告はかえって多い。その絵図の記事も散見される。一例をあげる。

乾隆二十八年七月、松江府境暴風、三日夜不息、禾尽偃、諸県田顆粒無収、府署白日被劫、巡撫洪之傑諱災不告、反取句容県青苗一束、繪嘉禾図上献、墨書嘉獎、宣示中外。「清紀事本末」卷二十八右の「嘉禾図」に類する遺品として、台北国立故宫博物院蔵「元人嘉禾図」軸がある。

(8) 古原「倪瓚筆漁莊秋霽図 解説」ほるぷ出版社 一九八一
(9) 古原「芥子園画伝初集の成立をめぐる」筑摩書房 一九七六

吳門荒政冊 釈文

▽紙本着色 一冊 (全八図)

▽表紙墨書 朱青立冊

▽引首題字 吳門荒政 (印) 石韞玉印・嬖女氏・故是天地間旧

物

第一図

△自題▽ 施医薬、救時疫也 (印) 昂之

第一図 題

施医薬、救時疫也

道光十六年四月 曉山尊兄屬題 錢

泳 時年七十有六 (印) 梅叟

施医薬、災荒之後、疫又作、餓鬼病魔相濟惡、嗟、貧者方苦飢、遑求藥、遑問医、爾時蒿目真瘡痍、不施之、命多絶、即施之、效難決、念痼瘵心似結、但得人々充此心、不愁疫氣不消滅

第二図

△自題▽ 開賑局、散錢米也 (印) 昂之

第二図 題

開賑局、給錢米也

開賑局、十日一期、期共六、持票領錢人続々、大口錢八、小口四、一戸但須一口至、曾不癢時、不失事、冒濫庶可絶、擁擠亦勿憂、救荒之策此最優、飢民歛悅、奸胥愁、奸胥愁、手不涉、視眈々、局前立

第三図

△自題▽ 行田勝、查貧戸也 (印) 昂之

第三図 題

行田勝、稽貧戸也

行田勝、查戸口、里正前、秀才後、衣冠在身、籍在手、往々入戸無人

聲、微聞地角飢腸鳴、僕焉數口相支撐、問之無力稱姓名、并有窮黎倚門待、向客陳言淚如水、我兒我媳兼我孫、餓死惟余子身在、嗟乎、不忍見不忍聞、乃秀才一夕親歷身、此意上出賢撫軍

第四圖

〔自題〕 集富族、勸捐賑也 (印) 昂之

第四圖 題

集富族、勸蠲資也

集富族、官勸捐、一官衆富相周旋、較量肥瘠推後先、終日勸捐、捐幾錢、誰急公、誰樂善、或體飢民心、或徇長官面、慷慨鄙吝即此見、噫、吁噫、能全鄉里輕家財、至今人仰懷清台

第五圖

〔自題〕 鴻雁哀、憫飢民也 (印) 昂之

第五圖 題

鴻雁哀、閔飢民也

鴻雁哀、鴻雁何以哀、耕者織者同遇災、相与乞食、沿街來、沿街來、望門走、老兼弱、男更婦、鵠面鳩形替々、万口鴻雁、哀々若此、尚有富兒坐視、商量捐賑、多遲疑、令渠且活糠与糶

第六圖

〔自題〕 杼声絕、織失業也 (印) 昂之

第六圖 題

杼声絕、織失業也

杼声絕、杼声絕、東家袖已空、西家機并撤、問何以故織尽休、為言標斷無買頭(俗以賈錢為標、以消路為買頭)、一日紬一匹、升米且難求、米日貴、紬日賤、區々資本都充噉、三間破屋五口飢、聽聽促織風中啼

等七圖

第七圖 題

穗生芽、收水稻也

鄉賑小案府八章、為曉山先生作 仲湘藁

穗生芽、稻田積水渾無涯、忍寒赤足倒踏車、沈々兩脚還如麻、去歲秋收雨不止、詎料今秋又如此、意中三石田、眼中十斛水、稻芽日以生、農心日以死

第八圖

〔自題〕 豐年來、慶再熟也

甲午秋日 津里昂之製 (印) 昂之

第八圖 題

豐年來、慶再熟也

豐年來、豐年來非倖來、吳中比歲多偏災、聖主寬大詔、賢臣愷切疏、一德感召天心、回雨暘時、若猗歟、休哉、願吾民勤力作、業耕業織各安、各勿事嬉游、勿飲博、更戒浮華草澆、薄仁壽宇、生幸託当思、永享豐年樂

句吳錢泳書 (印) 泳·立群

▽後幅題跋

△朱昂之跋▽ 道光癸巳、吳中大水害稼、冬饑、大中丞林公壽所以賑之、而虞吏胥々為弊、乃自諭富戶捐貲、而屬庠士為之分給焉、盛沢鎮屬蘇之吳江縣、地低窪、水尤甚、秀水鄭君曉山、時家盛沢、乃遵中丞教倡捐助賑、並施醫藥、以救疾病、凡經歷百有餘日而止、一時所見饑寒疾病之苦、為仁人所不忍、道思有以紀之、以為便安逸樂者戒、乃即其事、分為八題、各系一詩、而屬予為圖、予筆墨荒陋、恐無當於鄭君之意、然其濟凶荒、救疾苦、并欲作圖、以垂戒於久遠、其盛心如此、似未可以拙劣辭也、因漫為作者、并識其由如是

津里昂之 (印) 昂之・青立

△羅以智跋▽ 穗生芽、収水稻也

淫雨三月田鳴蛙、低田水溢皆水窪、高田尽復淹泥沙、辱水出田踏水車、水多車少長咨嗟、稻根半爛穗生芽、穗生芽望不除豚、啼孟酒不祝甌婁、与汗邪但祝八口、留得來歲為農家

杼声絶、織失業也

杼声絶兒女啼、饑痛声微、粟布家々誰有餘、富者并如貧者拙、貧者更不堪、水化饑民血、釜中之魚甕中蠶、哀々兒女心切々、杼声未絶炊煙絶

鴻雁哀、憫饑民也

水哉、水哉、水來成災、嗷々鴻雁、四方告哀、流離轉徙、扶老携孩、餓口乞米、穀入手輕錢財、饑溺孰由、已有食人、人推絵図、今復見鄭俠、流民望鄉、望眼開願、如鴻雁去復回

集富族、勸蠲賑也

天漏不可補、何以救困苦、集富族、勸大戶、輸粟助米資、安撫安撫、流亡懷柔土、那待十年謀生聚、嗚呼、金閨門外猶歌舞、朝々謀會飲商賈

行田陸 稽貧戶也

行田陸、行田陸、官來勸災隴上登、茫茫一片水、水共米價增、十分貧戶無依憑、還愁吏胥報戶口、饑眼向人如饑鷹

開賑局、給錢米也

開賑局拯饑民、給錢米發帑緡、賢大吏 (謂林少穆先生) 水災陳請民命普、皇仁施濟沾实惠、不憚官艱辛、救荒有善政、政拳重得人

施医局、救時疫也

天災流行胡不止、水虜未過時疫起、饑固欲死飽并死、新鬼故鬼哭盈耳、滿目瘡痍慘如此、施医有局善莫比、痾瘵切身忍膜視

豐年來、慶再熟也

豐年來小民樂、高々蒼天々可呼、悔暨天心原不薄、從今膏雨常依旬、痛定思痛勸力作、三吳况是財富區、匱于豐在儉約、陽侯肆虐且莫哀、天和感召豐年來

道光癸未、吳中大水、少穆制府時為廉訪使、籌賑盛沢、曉山先生

董其事、絵図八幅以紀之、屬題即正

錢唐羅以智 (印) 臣以智

・鏡泉父・鏡泉詩草

△松桂跋▽ 饑溺感以推大吏、能回暘雨作豐年、同仁我羨吳中士、

憂樂真為天下先

乙未秋七月 曉山大兄正

松桂（印）松桂之章

△沈彥曾跋▽ 頻年闔邑見凶荒、計與窮簷聚桶梁、絕異虛張平糶事、義聲倡自鄭公卿

不施賑即守錢虜、名論虛思馬伏波、鴻雁嗒々今蔽野、為壽生計問如何

曉山先生正句

沈彥曾（印）沈彥曾印

△蔣志凝跋▽ 桑梓敦龐秉穗充、郵鷄先事計凶豐、君家故有監門繪、水國年々慮沢鴻

上政何蘇法李悝、鳩資倡導亦需才、義聚仁粟爭觀感、繼勝黔敖設食米

乙未中秋題、應曉山先生之屬

詹襲蔣志凝（印）淡懷詩印

△陳表跋▽ 五氣不節、蛇竜為災、三豐失利、鴻雁告哀（一解）、大江之南、民居釜蒂、吳江以東、為浸孔厲（二解）、海災海飢、四郊是

疲、隰蕪而禿、山童而低（三解）、天哀民窮、啓我林公、濟惠以智、仁乃克洪（四解）、無事府吏、無事梟尹、詔我良士、編我富人（五解）、

振以義穀、便以丁縵、民骨既月、公心亦傾（六解）、昔也荒眠、鳥々野哭、今也康衢、搏々起案（七解）、昔也歲凶、今也屢豐、居安思危、

告彼情農（七解）、民亦勞止、汜可小安、作凶紀事、誰曰不然（八解）、

吳山蒼々、吳水瀟々、食公之德、民不能忘（九解）

乙未万寿節日

長州後庚陳表（印）宝蕙

宝蕙・表

△吳贛桓跋▽ 極目流離苦、新凶記鄭虔、救荒資大吏、出粟賴鄉賢、

里有全生慶、家開統命田、要知仁者志、憂樂在人先

奉題甲午籌賑凶、即呈曉山先生正句

剪松煨蕭山齋 吳贛桓

（印）贛桓・長沙王孫

△王雲跋▽ 秋來風日爽、四野尽歡聲、幸遇豐年案、重懷拯溺情、分

鄉捐戶積、持檄發常平、今見監門繪、猶聞沢雁聲

乙未秋八月題、應曉山先生之屬

王雲（印）王雲印信

△楮逢椿跋▽ 泛濫連吳越、偏災憶昔年、粟平航海糶、戶散水衡錢、

荒政思蠲晏、新凶補鄭虔、至今生弘頌、籌濟誦長篇

是歲秋風起、吾方客鄭州、家書驚夜誦、官燭照鄉愁、貸粟資良策、

疏渠亦遠謀、保民如保志、感激淚堪流

君是監門裔、仰離滿日存、恤鄰傾義穀、閱吏到荒村、道已仁風浹、

誠惟古誼敦、先憂吾輩志、豈為表私恩

松陵老徵士（謂王硯農）、繪水旧題襟惜我未謀面、与君同此心、行

當買江棹、相訪沂煙濤、却話豐年案、重聯擊壤吟

乙未新秋 為曉山仁兄先生題即正・長州楮逢椿（印）楮逢椿印

・錫庚・清籟閣

△湯蒼光跋▽ 濕雲暮地沢鴻哀、惟見窮黎躑躅來、蠲稅群瞻元結請、

分鄉端倚茂良才、支持病骨來城旦、零落炊煙聚水隈、煩是諸君志任郵、

始今此輩得春回

奉題水災圖 諒伯大兄雅政 萬載 湯蒼光 (印) 蒼光

△朱綬跋▽ 屢荒始信豐年榮，拯厄還憑長吏慈，今日吳鄉稻稻滿，毋忘風雨勘災時

道光乙未早秋題，奉諒伯先生正之 朱綬 (印) 仲瓊父

△姚雙記▽ 盛沢鄉賑圖記

盛川峽江湖，沿具區下流，杉青王涇，卑淀不蓄，五里八尺，高湍易衝，天霖弗戒，陽侯恣毒，鷄窮賦難，田濟民魚，遏殺凶施，瀕洋易憫，鄉賑之凶，所以紀道光癸未事也，維時涸風入夏，陽輝輻晷，草木愀愴，川瀆排盪，元黔千里，渤雨匝旬，峻防為崩，堅障皆裂，遏無巨石，捍無危隄，疏無支河，儲無曲瀆，葑澤交木，狸犬伴麋，循轔馴苗，農畝号泣，甬鍾難得，豆糧罔功，弱者漂根，固者糜葉，殘籽虫蝕，嫩茁土偃，折糴庖牛，相顧俟斃，於是因收水稻，而為穗生芽之凶，既苑人食亦害，如紅麻葛練繩，盡於決泊，吁可慘已，蓬戶霜蟄，杼不夜聞，繩床月苦，絮無肩蔽，廡簷棄門，糞車入壟，落葉在輕，荒草滿砧，皆窺若斯，民誰任咎，於是因繼失業，而有杼声絕之凶，泊乎嚴皇，殺物鬻發，鼓寒糴木，膚傷泥此，閉尽虛囷，懸磬并無棗棹，危巢蔽柯，幾及卵雀，益以愁瘴鬱腑，刀風削肌，紫骸繭皸，菜面焦黑，遂使老弱齊命，瘡痍遍衢，殍者暴露，棄兒枕籍，巷日慘々，四聽惟哭，瓦霜凜々，瓦突少烟，降殍極愆，欲無生理，於是因飢民之可憫，而為鴻雁哀之凶，幸值少穆林制軍廉訪吳中，勳朶民瘼，相宜葺隄，晨度夕咨，流民凶陳，

給帑詔下，一不弥百，勺不沈鷺，阻于荒墟，德適媒怨，膏窮於闕若安反，變危因之，量分輿境，指劃蠹賦，会其歸贏採，其里默然，不得其地其人，習於甄察者，以肩為荆布，則事凶萃也，諒伯鄭君，通才李陳，夙德傳鑒，巨義贍任，瑯略意籽，迺集富族，勸蠲賑也，友戚告名，升魁稽簿，備在啓廩，僕者負囊，大者積楮，小者特載，匿者赴以力充，在羅以金，片言日懸，轉瞬山峻，節一席之宴，飽十人之飢，癸三年之蓄，便一時之利，迺行田墾，稽貧戶也，網拳家室，縷析丁口，入鄰偵隱，詣僻體艱，曾井之旁，每有嬌女，荒廬之中，豈無窮士，掩脾不袂，亦昔之清門，賃春寡癯，皆今之無告，弊杜濫昌，報防匿遺，例以冊徵，辭弗膏聽，迺開賑局，給錢米也，分班守柵，準數驗籌，男婦雁行，耄穉魚貫，蹒跚木立，涕零草懇，菌矢氣蒸，垢涎神對，勸算使靜，鞭叱弗加，慮強庄弱，杖綆以恐，日限辰酉，制婦允平，九死之息苟延，一飯之恩知戴，迺施醫藥，揀時疫也，蓋有戕焦病劇，失衛疾嬰，腐毒呼膏，瘡癩望髓者，為之切緩急，診熱寒法，匕圭教調餌，熾火呼吸，灌以醍醐，刀礪夢寐，置之衽席，善可奪切，功甚沃枯，天匪愛，殄乎斯民，人且仰之，為再造，凡此者皆在恤災課荒之大略也，今夫休与咎倚，復与剝乘，閉蚤之余，蠕動惟兆，爵危是至，駿厲所開，越年甲秋，繡體穎莖，石洫渠導，河伯殺勢，田租妥祠，蔑憂蟻米，可悅禽饗，彼棣市之阪，皂林之區，陶溪之阡，尹山之畛，亦与披水見曝，出淵入天，彘狩妖資，齏醢析蜡，故凶列惟八，因再熟之慶，遂以豐年來殿之，君授示縹緗，委余記述，敢辭絮屑，以泯懋勳，失尤駭之粹，若隕山石弥禦

之難、如向馳沙、以閉握權、以精脫的、以密承漏、以通關衝、以變測規、以一踏萬、更獲勳佐、鮮不濟功、彼沈吾拯、彼悍我悍、太上之德、聖人之心、君其有焉、惟余樞榜沿河、嘗一再過其地、揚川賦翠、凌阜昞青、淑荷夕烟、阪黍晨露、滋灌惟漸、絕伊淼漠安處、聿恒保厥旧折、粟里彭沢之境、無懷葛天之僑、益之屢堡貨漁、楚配知樸、權布炊汲、卷如識旁、雍々其照乎、郁々其淳乎、曷憶以憂、曷惜以懷乎、而猶有抱頰崩頰、敬順動頰、遞述夙險、飲佩靡恩、以唏噓於靡院者、緣斯以例、里之後起、道誦碩耆、家之衍昌、德守宗祖、則又是、是凶之左證云爾

道光己亥冬日 梅伯弟姚燮拜撰 (印) 姚燮・野橋

△鄭照記▽ 盛沢鎮、去吳江東七十里、編戶多以織為業、苟蚕桑及時、雖遇歉歲、民不致大困、以其不全賴夫農也、比年以來買無贏利、織者不恒其業、生計日以蹙、至去年水災、吳江以東地勢卑窪、被災尤甚、老弱婦女啼飢号寒、街衢相望、于是今大中丞林公、率屬捐廉、並勸富民出貲以助、先于郡城稽查貧戶、而以派賑、屬之庠士、不假手于胥吏、全活者數十萬人、盛沢地界江浙、董其事者、請于官以在鎮五圩、×鎮十六圩、給貧戶錢、如郡法、因于捐貲未集之先、暫設局分給七十

余日、追貲集分給又六十日、所費不鉅、而悉沾寔惠皆中丞之良法也、照于是役無經畫、曾隨諸同志效奔走、凡村墟委巷、足跡所經、災黎之慘、皆所目擊、今幸獲雨暘時、若屢豐有徵所慮、人情一逢泰歲、任

意狼藉、頓忘寒餓之苦、乃屬吳門朱君津里繪圖八冊、符乞同人綴以題詠、以記中丞籌濟之恩、且以示處豐亨之日、當思稼穡之艱難云爾

時道光甲午七月既望 鄭照曉山氏記 (印) 鄭照私印・曉山

附記

橋本家「吟余雅賞冊」の題簽も錢泳の書になる。兩者の結びつきを示唆するものだろう。(本文25・27頁参照)